

1 国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領	1
2 官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価実施要領細目	6
3 官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価手法	8

# 国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領

## 第1 目的

国土交通省の所管するいわゆる「その他施設費」に係る事業について、効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価を実施する。新規事業採択時評価は、費用対効果分析を含め、総合的に実施するものである。

## 第2 評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、財政法（昭和22年法律第34号）第4条第1項に規定する公共事業費に係る事業であって、国土交通省の所管するいわゆる「その他施設費」に係る事業のうち、原則として、以下の事業を除く全ての事業とする。

- ・ 維持・管理に係る事業
- ・ 災害復旧に係る事業
- ・ 試験研究機関の施設・設備等他の評価手法が確立し、かつ、実施されているものに係る事業
- ・ 条約等国際間の取決めに基づき実施される事業
- ・ 極少額の事業（5,000万円以下の事業）
- ・ 調査に係る事業

なお、対象とする事業の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 直轄事業
- (2) 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「独立行政法人等」という。）が行う事業をいう。）
- (3) 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。以下同じ。））、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、(2)に該当するものを除く。）

## 第3 評価を実施する事業

事業費を予算化しようとする事業について評価を実施するものとする。

## 第4 評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

### 1 評価の実施手続

- (1) 評価の実施主体は、本省、外局又は国土交通省の設置する特別の機関（以下「本省等」という。）とする。
- (2) 評価の実施時期は、(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実実施計画が承認される前までに、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度末までとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。
- (3) 評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。
  - ①1) 直轄事業（本省等が行うものに限る。） 本省等は、評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等（以下「データ収集等」という。）を行い、当該事業の予算化について、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くとともに、当該事業の予算化に係る対応方針を決定する。ただし、治安の維持に係る事業については、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くことを要しないものとする。
  - 2) 直轄事業（本省等が行うものを除く。） 地方支分部局等は、データ収集等を行い、評価を受けるために必要な資料（以下「評価に係る資料」という。）を作成するとともに、本省等に提出する。本省等は、当該事業の予算化について、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くとともに、地方支分部局等と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の予算化に係る対応方針を決定する。
  - ②1) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業を除く。） 独立行政法人等は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに、本省等に提出し、新規事業化要求等を行う。本省等は、当該事業の予算化等について、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くとともに、独立行政法人等と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の予算化等に係る対応方針を決定する。
  - 2) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業に限る。） 独立行政法人等は、データ収集等を行い、評価に係る資料を作成するとともに（間接補助事業の場合については、地方公共団体と十分な調整を図るものとする。）、本省等に提出し、補助金交付等に係る要求（間接補助事業の場合には地方公共団体が実施）を行う。本省等は、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。
  - ③ 補助事業等 地方公共団体、地方公社又は民間事業者等（国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方公社以外のものをいう。以下同じ。）は、データ収集等を

行い、評価に係る資料を作成するとともに、本省等に提出し、補助金交付等に係る要求（間接補助事業の場合には地方公共団体が実施）を行う。本省等は、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。

## 2 評価結果、採択箇所等の公表

所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。）は、1(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認される前までに、1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後（年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後）、評価結果及び採択箇所等を、評価手法等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。

## 3 関係資料の保存

- (1) 所管部局等は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、評価結果及び採択箇所等に関する資料を保存するものとする。
- (2) 地方支分部局等、独立行政法人等、地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を適確に実施するために必要となる関係資料を保存するものとする。

## 4 一括配分に係る事業に関する特例事項

一括配分に係る事業（地方支分部局等の長が年度予算の支出負担行為の実施計画に関する書類の一部となる計画の作製に係る事務を行う事業）については、以下のとおりとする。

- ① 1(1)の規定については、「本省、外局又は国土交通省の設置する特別の機関（以下「本省等」という。）」を「地方支分部局等」と読み替えるものとする。
- ② 1(3)の規定については、以下のとおりとする。
  - 1) 1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、1(3)②2)及び③の「本省等」を「当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。
  - 2) 1)の場合、地方支分部局等は、補助金交付等に係る対応方針を本省等に送付するものとする。
- ③ 2の規定については、「所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局、外局又は国土交通省の設置する特別の機関をいう。以下同じ。）」を「所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局、外局又は国土交通省の設置する特別の機関をいう。以下同じ。）及び当該事業を所管する地方支分部局

等」と読み替えるものとする。

## 第5 評価の手法

### 1 評価手法の策定

- (1) 所管部局等は、事業種別ごとの費用対効果分析を含む評価手法を策定する。なお、事業種別ごとの評価手法の策定に当たっては、評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の1(1)に定める評価手法研究委員会をいう。）等第三者の意見を聴くものとする。
- (2) 大臣官房は、評価手法について事業種別間において共通的に考慮すべき事項（以下、「共通的事項」）について策定する。なお、共通的事項を策定するに当たっては、公共事業評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の3に定める公共事業評価手法研究委員会をいう。）の意見を聴くものとする。
- (3) 大臣官房及び所管部局等は、それぞれ策定した共通的事項及び事業種別ごとの評価手法を公共事業評価システム検討委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第6に定める公共事業評価システム検討委員会をいう。以下「検討委員会」という。）に報告するとともに、策定した評価手法を公表するものとする。
- (4) 評価手法の改善については、第5の1(1)、(2)及び(3)の「策定」を「改善」に読み替えるものとする。

### 2 評価手法の改善

所管部局等は、評価の精度の向上を図るため、評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて事業種別ごとに評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。

また、公共事業評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の3に定める公共事業評価手法研究委員会をいう。）において、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について検討するものとする。

## 第6 その他

### 1 評価に係る重要事項の検討

本要領の改定等の評価に係る重要事項は、検討委員会において検討し、決定するものとする。

## 2 沖縄における事業の取扱

内閣府に予算が一括計上される事業については、内閣府と十分調整を図るものとする。

## 3 事業種別ごとの実施要領の細目

所管部局等は、本要領に基づき、事業種別ごとの新規採択時評価についての実施要領の細目を定め、検討委員会に報告するものとする。

## 第7 施行

1 本要領は、平成30年3月30日から施行する。

2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領（平成27年8月21日改定）」は、廃止する。

## 官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価実施要領細目

### 第1 目的

本細目は、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領」に基づき、官庁営繕事業の新規事業採択時の評価（以下「評価」という。）を実施するための運用を定め、もって官庁営繕事業における評価の適正な実施に資することを目的とする。

### 第2 評価の対象とする事業の範囲

国土交通省所管予算（官庁営繕費）に係る官庁営繕事業のうち、新営事業を対象とする。ただし、原則として、国土交通省所管予算（官庁営繕費）以外の予算と合わせて実施する新営事業は対象外とする（合同庁舎整備事業を除く）。

### 第3 評価を実施する事業

1. 評価を実施する事業は、建物本体の事業費を予算化しようとする事業とする。なお、本細目において「建物本体の事業費」とは、建物本体に係る設計費、工事費のいずれか又は両方を含む費用をいい、敷地調査費は単独では建物本体の事業費には当たらないものとする。
2. 原則として事業採択を行う際の建物（建物群として事業採択を行う場合はその建物群）を1つの事業単位とする。なお、「事業採択」とは「建物本体の事業費の予算化」をいう。ただし、建物本体の事業費の予算化に先立って事業計画（建物本体の規模等）を確定しようとする事業については、事業計画の確定をもって事業採択とする。

### 第4 評価の実施、評価結果等の公表及び関係資料の保存

1. 評価の実施手続は、次のとおりとする。
  - (1) 評価の実施主体は、国土交通省官庁営繕部（以下「本省」という。）とする。
  - (2) 評価に係る担当部署は、本省にあつては計画課、地方整備局にあつては営繕部計画課、北海道開発局にあつては営繕部営繕計画課及び沖縄総合事務局にあつては開発建設部営繕課とする。
  - (3) 評価を実施する年度は、原則として建物本体の事業費の概算要求書を財務省に提

出する年度とする。ただし、建物本体の事業費の予算化に先立って事業計画を確定しようとする事業については、当該事業の事業計画の確定が見込まれる年度の前年度とする。

(4) 評価の実施時期は、原則として上記(3)の年度における概算要求書の財務省への提出時(建物本体の事業費の予算化に先立って事業計画を確定しようとする事業で、事業計画の確定が見込まれる年度の前年度に当該事業に係る国土交通省による概算要求が行われない場合は、8月31日。以下同じ。)までとする。

(5) 本省は、評価の実施に必要なデータの収集等を行い、当該事業の予算化について、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴いて、当該事業の予算化に係る対応方針を決定する。

2. 評価の結果、採択箇所等の公表は次のとおりとする。

本省は、原則として概算要求書の財務省への提出時に、評価の結果、採択箇所等を公表するものとする。

3. 関係資料の保存は次のとおりとする。

評価に係る担当部署は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、評価結果及び採択箇所等に関する資料を保存するものとする。

## 第5 評価の手法

1. 評価の手法は、別に定める。

2. 評価の手法は、本省において公表する。

## 第6 その他

1. 特定国有財産整備計画に基づく新営事業のうち合同庁舎整備事業については、本細目に準じた評価を行う。

2. 本細目は、令和4年4月1日から施行する。



# 官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価手法

平成13年8月17日 国営計第101号  
最終改定 令和5年7月25日 国営施第8号

## 1. 目的

本手法は、「官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価実施要領細目」（平成23年4月1日付け国営施第31号）第5の1.に基づき新規事業採択時評価における対応方針を取りまとめるための基準を示し、評価の客観性を確保することを目的とする。

## 2. 評価の手順

官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価は、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の3つの視点について、指標に基づく評点を算定し、要件を満たすことを確認した上で、対応方針（案）を取りまとめる。

## 3. 評価の方法

「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の各視点についての評価の方法は、原則として次のとおりとする。

### (1) 事業計画の必要性

事業計画の必要性に関する評点は、次に定めるところにより算定する。

#### ア 計画理由別の評定の算定

計画理由別の評点は、入居予定官署ごとに、その計画理由の要素について、既存施設の更新（既存施設の不具合等により施設を建築することをいう。）の場合は別表1の、新規施設の建築の場合は別表2の計画理由の項に掲げる計画理由のいずれかに分類し、これらの表に定めるところにより、それぞれ評点を算定する（複数の計画理由の要素が一の計画理由に該当する場合には、最も高い評点となるもの。ただし、イの計画理由別の評点が最も高い評点とならない場合は、この限りでない。）。

#### イ 入居予定官署別の評定の算定

入居予定官署別の評点は、入居予定官署ごとに、計画理由別の評点が最も高い計画理由（別表1の備考欄に当該計画理由を主要素としないことが定められているもの及び同欄に定められた主要素としない条件に該当するものを除く。同点のものがある場合にあっては、そのいずれか）を主要素、それ以外の計画理由を従要素とし、主要素の評点の値に、従要素の評点に10分の1を乗じて得た値の合計を加えて得た値とする。

#### ウ 事業計画の必要性に関する評点

事業計画の必要性に関する評点は、入居予定官署別の評点を当該入居予定官署の必要延べ面積に応じて加重平均をして求めた値（入居予定官署が1の場合は、その入居予定官署別の評点の値）とする。この場合において、当該事業が、合同庁舎計画に基づくものであるときは10点、特定国有財産整備計画に基づくものであるときは10点をそれぞれ加算するものとする。

### (2) 事業計画の合理性

事業計画の合理性は、当該事業を次の表に定めるところによって評価し、評点を算定する。

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合</li><li>・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合</li><li>・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合（実現可能な代替案が存在しない場合を含む。）</li><li>・他の組織・機関が採算性等の審査等により評価を行う場合であって、当該評価方法に合理性があると確認できる場合</li></ul>
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

### (3) 事業計画の効果

事業計画の効果は、「業務を行うための基本機能（B1）」及び「施策に基づく付加機能（B2）」の2つの機能に区分して評価を行う。B1については、別表3に定めるところにより、項目ごとに、当該事業の現状に最も近い欄を選択し、該当する係数を全て掛け合わせ、100を乗じて、当該事業計画の効果に関する評点を算定する。B2については、別表4を参照し、評価項目ごとに、当該事業の特性に応じて定まる「確保する性能の水準」を確認するとともに、主な計画内容から効果の発揮が期待できることを確認する。

## 4. 対応方針（案）の取りまとめ

当該事業計画について、次の要件を満たすことを確認した上で、対応方針（案）を取りまとめる。

- (1) 事業計画の必要性に関する評点が100点以上であること。
- (2) 事業計画の合理性に関する評点が100点であること。
- (3) 事業計画の効果に関する評点が100点以上であること。

## 5. その他

本手法は、令和5年7月25日から施行する。

別表1 既存施設の更新の場合

計画理由	内容	評価点	100	90	80	70	60	50	40	備考
老朽	施設の老朽(現存率)		50%以下	60%以下	70%以下	80%以下				気象条件の極めて過酷な場所にある場合は、左記に基づく評価点に10点加算する。
	構造耐力の著しい低下	経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの								
狭あい	庁舎面積(面積率)		0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が可能な場合は、主要素としない。
借用返還	立退要求がある場合			借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	借料が高額等の事情により返還すべき場合			緊急に返還すべきもの				なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務能率低下、連絡困難				2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
地域連携	都市計画の進捗	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分のみ未施行となっているもの		区画整理等施行中で早く立ち退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済みであるもの(年度別決定済み)			区画整理等が計画決定済みであるもの	次に該当する場合は、主要素と従要素に区分した上で得られる評価点(従要素の場合は評価点の10分の1。該当する理由がない場合は0点)に、次のいずれかを加算し、当該計画理由の評価点とする。 ・シビックコア計画に基づくものうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等の全てが整備済みの場合は7点、少なくとも全てが建設に着手済みの場合は4点 ・地方公共団体の施設と合築整備(同一又は隣接する敷地に増築により一体的に整備する場合を含む。以下同じ。)をすすめるもので、その合築整備が確実な場合は、4点 ・地域防災へ貢献する取組が確実に行われる場合は、4点
	地域性上の不適			都市計画的にみて地域性上著しい障害のあるもの又は防火地域若しくは準防火地域にある木造建築物で延焼の可能性が著しく高いもの		都市計画的にみて地域性上障害のあるもの又は防火地域若しくは準防火地域にある木造建築物で延焼の可能性が高いもの		都市計画的にみて地域性上好ましくないもの又は防火地域若しくは準防火地域にある木造建築物で延焼のおそれがあるもの		
立地条件の不良	位置の不適			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの			位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
防災機能に係る施設の不備	災害時における必要機能に係る施設の不備	施設が不備、かつ運用による代替ができないため、業務の遂行が著しく困難なもの又は人命の安全確保が困難なもの							施設が不備、かつ運用による代替が十分できないため、業務上好ましくないもの又は人命の安全上好ましくないもの	改修により対応できる場合は、主要素としない。
施設の不備	必要施設の不備(災害時における必要機能に係る施設の不備を除く)	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの		敷地等の関係で増築が可能な場合は、主要素としない。
	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの		主要素としない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの								国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は、主要素としない。

備考

- 「現存率」とは、官庁建物実態調査の結果による。官庁建物実態調査を行っていない施設については、実情を踏まえて評価点を付す。
- 「面積率」とは、「現有延べ面積/必要延べ面積」により算出する。  
ここで、現有延べ面積及び必要延べ面積は、執務面積、会議室等の附属面積、設備関係面積、交通部分面積及び各官署の固有業務に係る諸室面積を含み、車庫、渡り廊下等を除く面積とする。  
必要延べ面積は、積み上げにより算出する。

別表2 新規施設の建築の場合

計画理由	内容	評価点	100	90	80	70	60	50	40	備考
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの								
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要するもの			当該行政需要への対応を至急すべきもの		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよいもの			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合は、業務の遂行が著しく困難なもの			整備を行わない場合は、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合は、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合は、業務上好ましくないもの	

別表3 事業計画の効果(業務を行うための基本機能)の発揮見込みを評価するための指標

分類	項目	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地の取得・借用	国として用地を保有できている。	用地を取得等できる具体的な見込みがある。又は必要な期間の用地の借用が担保されているか、その具体的な見込みがある。				用地の取得・借用の見込みが立たない。
	災害防止・環境保全	自然的条件からみて災害防止・環境保全上良好な状態である。	自然的条件からみて災害防止・環境保全上の支障は全て技術的に解消できる見込みである。		自然的条件からみて災害防止・環境保全上の支障があり、その支障を技術的に全て解消することはできず、軽微な支障が残る見込みである。		自然的条件からみて災害防止・環境保全上の支障があり、その支障を技術的に全て解消することはできず、重大な支障が残る見込みである。
	アクセスの確保	施設へのアクセスは良好である。	施設へのアクセスに支障が無いか、又はその支障は全て解消する見込みである。	施設へのアクセスに支障があり、その支障が全て解消されず、軽微な支障が残る見込みである。			施設へのアクセスに支障があり、その支障が解消されず、重大な支障が残る見込みである。
	都市計画その他の土地利用に関する計画との整合性		都市計画その他の土地利用に関する計画と整合している。	都市計画その他の土地利用に関する計画と整合していないが、建設までに整合する具体的な見込みがある。			都市計画その他の土地利用に関する計画と整合しておらず、かつ、建設までに整合する見込みがない。
	敷地形状等		敷地全体の有効利用や敷地への安全・円滑な出入りが実現しやすい敷地形状・接道の状況である。又は建設までにそういう状況になる見込みである。		敷地全体の有効利用を実現するには、技術的に工夫を要する敷地形状・接道の状況であり、かつ、建設までにその状況が改善される見込みがない。	安全・円滑な出入りを実現するには、技術的に工夫を要する敷地形状・接道の状況であり、かつ、建設までにその状況が改善される見込みがない。	敷地全体の有効利用や敷地への安全・円滑な出入りを実現するのは困難な敷地形状・接道の状況であり、かつ、建設までにその状況が改善される見込みがない。
規模	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模となっている。		業務内容等に対し、やや不適切な規模となっている。		業務内容等に対し、著しく不適切な規模となっている。
	敷地の規模		建築物の規模及び業務内容に応じ、適切な規模となっている。	建築物の規模及び業務内容に対し、やや不適切な規模となっている。(駐車場の不足などが見込まれる。)			建築物の規模及び業務内容に対し、著しく不適切な規模となっている。
構造	機能性(業務を行うための基本機能に該当する部分)		執務に必要な空間及び機能が適切に確保される見込みである。		執務に必要な空間又は機能が適切に確保されない可能性がある。		執務に必要な空間又は機能が確保されない見込みである。

別表4 事業計画の効果(施策に基づく付加機能)の発揮見込みを確認する際に参照する事項

分類	評価項目	確保する性能の水準(※1)
社会性	地域性	・ 官庁施設の基本的性能基準(※2)に基づき、地域の特性とともに、地域の活性化等地域社会への貢献について配慮されている。
		・ 官庁施設の基本的性能基準(※2)に基づき、地域の特性について配慮されている。
環境 保全性	環境保全性	・ 官庁施設の環境保全性基準(※3)に基づき、環境保全性の水準を満たしている。
	木材利用促進	・ 公共建築物における木材の利用の促進のための計画(※4)に基づき、木造化(※5)、内装等の木質化が図られている。
機能性	ユニバーサル デザイン	・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準(※6)に基づき、不特定かつ多数の人が利用する施設については、建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。
		・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準(※6)に基づき、その他の施設については、建築物移動等円滑化基準を満たしている。
安全性	防災性	・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(※7)に基づき、大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて災害応急対策活動等のための十分な機能確保が図られている。
		・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(※7)に基づき、大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて災害応急対策活動等のための機能確保が図られている。
		・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(※7)に基づき、大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。

※1 個別の事業特性に応じて本表に記載のない「確保する性能の水準」を加えることを妨げない。

※2 「官庁施設の基本的性能基準」(平成25年3月29日国営整第197号、国営設第134号)による。

※3 「官庁施設の環境保全性基準」(平成23年3月31日国営環第5号)による。

※4 「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」(令和3年4月1日国土交通省)による。

※5 「木造化」とは、構造耐力上主要な部分の一部又は全部に木材を利用することをいう。

※6 「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」(平成18年3月31日国営整第157号、国営設第163号)による。

※7 「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(平成25年3月29日国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号)による。